

ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会

報 告 書（素案）

令和2年(2020年)12月

ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会

目 次

I 県立高等学校教育改革第二次実施計画の評価

| | |
|----------------------------------|-----|
| [県立高等学校教育改革第二次実施計画全体の評価] | P 1 |
| [項目ごとの評価] | |
| 1 魅力ある学校づくりの推進..... | P 2 |
| 2 県立高等学校の望ましい規模と配置..... | P 7 |
| 3 入学者選抜制度・方法の改善..... | P 8 |
| 4 定時制・通信制高等学校の活性化と望ましい規模と配置..... | P 9 |

II 今後の県立高等学校教育改革の方向性

| | |
|---|-----|
| 1 高等学校教育のあり方..... | P11 |
| (1) 全体の方向性..... | P11 |
| (2) 高等学校教育を取り巻く環境と課題..... | P11 |
| (3) 高等学校で育成する力..... | P12 |
| 2 県立高等学校教育のあり方..... | P13 |
| (1) 改革の方向性..... | P13 |
| (2) 未来への道を切り拓く力を育成するための方策..... | P13 |
| (3) 教育システムの充実・改革..... | P16 |
| (4) 通学区域・入試制度等..... | P19 |
| (5) 県立高等学校の活力を維持するための望ましい規模と配置のあり方..... | P20 |
| (6) これからの教員像..... | P21 |
| 用語解説..... | P23 |
| ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会審議経過..... | P30 |
| ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会設置要綱..... | P31 |
| ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会委員名簿..... | P32 |

I 県立高等学校教育改革第二次実施計画の評価

〔県立高等学校教育改革第二次実施計画全体の評価〕

兵庫県教育委員会では、平成21年度(2009年度)以降、「第二次実施計画」に基づいた高等学校教育改革を推進しており、「第一次実施計画」の方向性を継承し、新しいタイプの学校の設置や、新しい選抜制度の設定など、学びたいことが学べる学校づくりを進めてきた。

「第二次実施計画」は、策定当初、平成25年度(2013年度)までの計画であったが、平成27年度(2015年度)の学区再編の影響や、国の動き、人口減等の状況も勘案する必要があったことから、平成24・25年度(2012・2013年度)に実施された「県立高等学校長期構想検討委員会」の提言を受け、適切な時期まで新たな実施計画の策定を延期することとした。

このたび、学区再編とそれに伴う全学区での複数志願選抜※の導入から6年が経過し、各学区の状況も落ち着いたことから、改めて「第二次実施計画」の評価を行うとともに、今後の高校教育のあり方を検討することとなった。

これまで、本県では、教育内容の充実を図る中で、学力向上サポート事業※、高大接続事業※、県立高校特色づくり推進事業～インスパイア・ハイスクール～※、高校生就業体験事業～インターンシップ推進プラン～※、高校生ふるさと貢献・活性化事業※等により、引き続き各高等学校の魅力・特色づくりの支援を行ってきた。

また、国事業であるスーパーサイエンスハイスクール(SSH)※、スーパーグローバルハイスクール(SGH)※、地域との協働による高校教育改革推進事業※を積極的に活用し、特色ある学びを継続・発展させるとともに、生徒自らが課題を見つけ、解決しようとする態度を育成している。

職業教育を主とする学科（以下、職業学科という。）においても、社会の変化に対応した学びを可能とする環境を整え、必要に応じて学科改編を進めるなど、学びの見直しを行ってきた。

あわせて、平成27年度(2015年度)に実施された学区の再編及び全県導入の複数志願選抜についても、平成29年度(2017年度)の「高等学校通学区域検証委員会」において、「制度は概ね円滑に導入された」との評価を得るなど、「第二次実施計画」を着実に進めることで、学びたいことが学べる魅力・特色ある学校づくりは推進されたと考えられる。

一方で、時代は予想以上に急激な変化を遂げており、予測のできない未来を切り拓くため、主体的に判断・行動し、新たな価値観を創造できる力を育成する教育のあり方を確立していくことが重要となっている。また、多様な価値観を持つ生徒を受け入れることのできる教育制度についても整備が必要である。今後、少子化により生徒が減少する中、これらの課題を認識し、魅力と活力ある学校を維持する方策を定めるとともに、早急な対応が求められる。

これまで推進してきた「第一次実施計画」、「第二次実施計画」の成果を踏まえ、今後も各高等学校において、生徒が学びたいことが学べる、魅力・活力ある学校となるよう、教育内容及び制度について、一層の充実を図ることが必要である。

[項目ごとの評価]

1 魅力ある学校づくりの推進

(1) 総合学科※、全日制普通科単位制高等学校※

① 実施状況

- ・ 総合学科は、原則として旧学区ごとに1校という「第一次実施計画」の設置目標に対して、平成19年度(2007年度)までに神戸第一・芦屋、宝塚の2学区を除く14学区に設置し、県下のいずれの地域からも総合学科に進学できる状況となっており、「第二次実施計画」では新たな設置はしていないが、多目的ホール等の生徒の学習成果発表ができる場の整備を進めた。
- ・ 全日制普通科単位制は、「第一次実施計画」により設置した6校に加え、平成23年度(2011年度)の西宮高等学校の改編により、現在、県立7校を設置している。
- ・ 総合学科及び全日制普通科単位制高等学校の令和2年度(2020年度)における平均受検倍率は、総合学科が推薦1.30倍、学力検査1.08倍で、全日制普通科単位制が推薦1.59倍、学力検査1.28倍であった。

(同年度の全体の平均受検倍率は、推薦1.40倍、学力検査1.08倍)

② 評価

【成 果】

(総合学科、全日制普通科単位制高等学校共通)

- ・ 各地域で魅力ある高等学校として評価が定着しており、妥当な配置状況である。
- ・ 各高等学校が、それぞれの特色を發揮して、様々な生徒のニーズに対応し、地域の期待に応え、成果をあげている。
- ・ 生徒が興味・関心、進路希望等に応じて、多彩な選択科目の中から主体的に選択して学び、単位の修得ができている。このように学びたいことが学べる柔軟な学びのシステムには、生徒が、高等学校3年間で自己の可能性・特性を見極めながら進路選択できるとともに、学校にとっても、特色ある学びを展開できるうえで、意義がある。
- ・ 各高等学校が、生徒それぞれの興味・関心に応じた学びを工夫しながら提供しており、地域ごとの評価も定着している。

(総合学科)

- ・ 科目「産業社会と人間」や「課題研究」等の教育実践は、総合学科各校の特色づくりの核になっている。
- ・ 興味・関心に応じた学びや課題研究に取り組み、その成果を発表することにより、多くの生徒の自己肯定感が高まるとともに、個に応じた進路を実現している。
- ・ 総合学科高等学校研究発表会や他学科と合同で開催する魅力・特色づくり発表会の継続により、普通科と異なる学びの魅力が認識されつつある。

(全日制普通科単位制高等学校)

- 多彩な課題研究等を選択科目に組み込むことにより、高度な探究活動を実践する環境が整いつつある。

【課題】

(総合学科、全日制普通科単位制高等学校共通)

- 全日制普通科学年制高等学校において、コース※や類型※の設置による教育内容の多様化等、特色化が進んだことにより、「総合学科」「単位制」での特色化と部分的に方向性が似通ったものとなっている。それぞれの設置趣旨や学びの特色を、中学校の教職員、生徒、保護者に積極的に発信するとともに、これまで継続してきた教育活動に加え、時代が求める新たな魅力・特色づくりをどのように進めていくかを検討する必要がある。
- 生徒が自らの学びを設計し、安易な科目選択ではなく、適切な科目を主体的に選択できるようにするため、個別の指導やガイダンスの充実を図る必要がある。また、それらに対応する教員の資質能力を一層向上できるよう支援する必要がある。
- 生徒が、将来希望する進路を踏まえた主体的な科目選択等を行うために必要となるガイダンスやキャリア教育※をさらに強化していく必要がある。

(総合学科)

- 小規模化した総合学科においては、生徒の興味・関心に対応した様々な教育活動を充実させることが、現行の制度では難しくなっている。特に、職業教育を主とする学科から改編した総合学科においては、専門的な学びと生徒の興味や必要性に応じた学びとの両立が困難になってきていることから、制度的な見直しを含めて検討する必要がある。

(全日制普通科単位制高等学校)

- 生徒の様々な学習ニーズに対応するため、近隣の専門学科等との連携方策（授業の受講等）や、大学や企業等との連携をさらに進める必要がある。

(2) 全日制普通科学年制（類型・コース）、専門学科

① 実施状況

- 全日制普通科においては、特色ある専門学科・コースの設置による特色化を図るとともに、特色ある専門学科・コースのないすべての高等学校において、特色ある類型（以下、特色類型という。）を設置し、魅力・特色化を図っている。

令和2年度(2020年度)：特色類型設置校 59 校、コース設置校 17 校

- 「第二次実施計画」では、地域や生徒からのニーズにより、専門性の高い学びを実践しているコース・特色類型については、特色ある専門学科に改編した。

理数に関する学科：加古川東、豊岡、明石北、宝塚北、龍野、兵庫、
姫路西、小野

国際に関する学科：鳴尾、尼崎小田、三木

- 職業教育を主とする学科においては、平成22年度(2010年度)に設置した「職業教

育を主とする学科の在り方検討会」で示された方向性等にもとづき、大学科ごとに時代のニーズに対応できる学びの具体的な方向性を定め、すべての高等学校において学科再編を含む学びの見直しを行うとともに、阪神南地域の武庫荘総合高等学校に福祉探求科を新設した。

② 評価

【成 果】

- ・ 「全日制・定時制・通信制」の学びの形態区分に加えて、特色ある専門学科、コース、特色類型を設置することにより、生徒の能力・適正や興味・関心、進路希望等に対応できる「学びたいことが学べる学校」が配置されている。
- ・ 特色ある専門学科やコース、特色類型等を核にした、高等学校の活性化や教育活動の充実が進んでいる。
- ・ 普通科の特色類型→コース→専門学科という段階的・発展的な特色化の進め方は、高等学校での魅力・特色づくりに向けた取組を促すことにつながっており、一定の成果が見られている。
- ・ 国の事業であるSSH等の指定を受けている特色ある専門学科では、事業を効果的に活用し、高度で特色ある学びの継続・発展に成果を上げている。
- ・ SSH指定校等における課題研究・発表の実践は、大学進学後の学問、特に主体性が求められる研究や探究活動能力を大いに高めている。
- ・ 全日制普通科における特色類型・コースにおいて、受検者の興味・関心に応じた入学者選抜制度は、学ぶ意欲を高め、特色化を進める基盤となっている。
- ・ 職業学科では、全学科を通じて学びの見直しを行い、学科改編等を行った結果、時代の変化に対応できる学びが整備できつつある。
- ・ 職業学科における、「ひょうご匠の技」探求事業※や「ひょうごの達人」招聘事業※など外部人材を活用した取組が、生徒の高度な資格取得やスキルアップにつながっている。

【課題】

- ・ 全日制普通科は、生徒の個に応じた進路に対応するため、特色類型・コースの設置、特色ある専門学科への改編など、国の動向等も見据えながら、さらなる特色化を進める必要がある。
- ・ 特色選抜※入学生徒の扱いについては、3月の学力検査で入学した他の生徒との学びの違いがわかりにくいという声もあることから、クラス分け等による工夫も含めて、その特徴を、中学生、保護者及び中学校等に明確に示す必要がある。
- ・ 特色ある専門学科またはコースと特色類型を併置する高等学校においては、学校の特色がわかりにくくなり、学校組織の一体感やまとまりが希薄化することが懸念される。
- ・ 普通科コースについては、特色類型の全県的な配置バランスが安定したことを受け、コースでの特色化の方向性が、特色類型での特色化の方向性と類似してきていること

もに、定員を満たさなかった場合に欠員状態が続くなどの課題が生じている。

- ・ 職業学科においては、科学技術の進展や経済・社会の急激な変化の中で、企業等が必要とする知識・技術が多様化・高度化していることから、これらに対応した新しい学びを実現するための整備面を含む対応がさらに必要である。
- ・ 全日制普通科、専門学科については、学科や学校間の枠を越え、連携することにより学際科学的な学び[※]を進める必要がある。
- ・ 普通科の特色類型・コース、職業教育を主とする学科や特色ある専門学科の改編や新たな設置については、全県的な配置状況を見ながら、地域や学校及び生徒の実態に応じて推進する必要がある。
- ・ 各校の特色化への取組は進んだが、普通科、総合学科、専門学科のそれぞれの特色を生かした学びをさらに発展させることにより、違いを明確化し、学びの多様性を中心学生や地域に対して分かりやすく示していく必要がある。

(3) 中高一貫教育校[※]

① 実施状況

- ・ 平成 15 年度(2003 年度) 芦屋国際中等教育学校（海外から帰国した生徒等を対象に、国際化に対応する教育を重視する中等教育学校を設置）
- ・ 平成 22 年度(2010 年度)に千種高等学校、平成 24 年度(2012 年度)に氷上西高等学校（地域性のある小規模校において、中学校と高等学校との連携強化を図るため、連携型中高一貫教育校に改編）

② 評 價

【成 果】

- ・ 中等教育学校は、6 年間の計画的・継続的な教育指導のもと、多文化共生の心を育成する特色ある教育活動を行い、成果をあげている。
- ・ 連携型中高一貫教育校は、地域住民が高等学校の存在意義の認識を深めるとともに、地域を見直す契機ともなっている。特に、小規模校の活性化策としての少人数教育、地域の教育資源の活用などは、地域の特性を活かした教育として評価できる。
- ・ 連携型中高一貫教育校では、中学校だけでなく、幼・小との連携が深まるとともに、地域との協働を促進し、独自の魅力・特色づくりを進めている。
- ・ 中学校、高等学校の相互理解が深まり、中学校 3 年生から高等学校 1 年生への教育活動の接続が円滑になっている。

【課 題】

- ・ 中等教育学校では、6 年間の継続的な教育を展開する中で、年次が進むにつれ、生徒間の学力差が顕在化するという課題がある。少人数授業や習熟度別授業等、指導方法の工夫がより一層必要である。
- ・ 中等教育学校では、高校入試での学力検査が行われないことから、生徒の目的意識やモチベーションを 6 年間継続させるための学習指導のあり方を工夫する必要

がある。

- ・ 今後ますます少子化が進む中、特に山間部における小規模校においては、近隣の中学校との連携強化による連携型中高一貫教育校への改編等、活性化方策を検討していく必要がある。
- ・ 中学生の減少がさらに進む地域にあっては、生徒の多様な人間関係を基礎とした学びが一層難しくなりつつある。

(4) 通学区域の再編

① 実施状況

- ・ 魅力ある高校づくりをさらに推進・発展させるとともに、生徒にとって多様な選択肢を確保するため、平成 21 年(2009 年)に「兵庫県高等学校通学区域検討委員会」を設置し、3 年間にわたり通学区域のあり方について検討した。その報告を踏まえ、平成 27 年度(2015 年度)入学者選抜から、現行 16 学区を 5 学区に再編することを示した「兵庫県高等学校全日制普通科（学年制）の新通学区域に係る基本方針」を平成 24 年(2012 年)1 月に決定・公表した。
- ・ 基本方針にもとづき、平成 27 年度(2015 年度)入学者選抜から、通学区域を 16 学区から 5 学区に再編するとともに、自由学区※を市区町単位に拡げた隣接区域※を設定した。
- ・ 通学区域再編の影響等を検証するため、平成 29 年度(2017 年度)に「高等学校通学区域検証委員会」を設置し、その報告にもとづいて、第 1 志願加算点を検証するとともに、志願変更の見直しを行った。

② 評価

【成 果】

- ・ 多様な高校選択を確保するための新通学区域の導入については、受検者や保護者の当初抱いていた不安感の解消とともに評価が上がっている。
- ・ 通学区域の再編前には、遠距離通学者が増えるとの懸念もあったが、複数志願選抜入学者のほとんどが 1 時間半以内で通学できている。
- ・ 学区拡大の中で、一部の高等学校に志願が集中するとの意見もあったが、各地域の高等学校が魅力・特色づくりを進めるとともに、中学校がそれを踏まえた進路指導を充実させた結果、地域差はあるものの、全県で約 8 割の中学生が旧学区内の地元の高等学校を選択していることは評価できる。
- ・ 高等学校では、旧学区を超えて集まる中学生が交流し、相互に影響しあうことにより、社会性や規範意識の向上など、人格形成の面においてこれまで以上に効果があった。
- ・ オープン・ハイスクール等で高等学校から丁寧な説明を受け、中学生が、高等学校の特色を考慮して高校選択するようになった。

【課題】

- ・ 県境及び学区の境や、交通機関の利便性の低い地域等に住む生徒の多くにとっては、学習活動に支障が生じない範囲での選択肢が拡大していない。
- ・ 交通アクセス上、通学可能な高等学校であっても、5学区の境界が残っているため、学区の境付近では、希望する高等学校に志願できない状況があることから、今後、隣接区域等のあり方についても検討する必要がある。
- ・ 中学生に幅広い選択肢を提供できるよう、高校の魅力・特色づくりについて、他の高等学校との差異が明確となるような工夫がさらに必要である。
- ・ 通学区域が広域になったことから、交通アクセスが困難な地域への配慮が必要である。

2 県立高等学校の望ましい規模と配置

① 実施状況

- ・ 「第二次実施計画」では、旧丹有学区及び旧淡路学区における4分校については、地域の実情を踏まえたうえで本校や近隣校との学級数のバランスを考慮し、小規模校として存続するか本校へ統合するか、そのあり方を検討する、としており、平成21年度(2009年度)に洲本実業高等学校東浦校と淡路高等学校一宮校を、平成26年度(2014年度)に篠山産業高等学校丹南校を募集停止することとした。一方、篠山産業高等学校東雲校については、地域の教育資源を活かした特色ある取組が、地元の農業振興に大きな役割を果たしていること、地元からの人的、財政的な支援があることなどから、平成23年度(2011年度)に、篠山東雲高等学校として本校化した。
- ・ 全学年が1学級になった高等学校については、千種高等学校は平成22年度(2010年度)から、氷上西高等学校は平成24年度(2012年度)から連携型中高一貫教育校に改編し、地元の中学校と連携しながら、連携授業、合同職員会議、合同文化祭等に取り組んでいる。
- ・ 地域の特性を生かした特色類型を設置した学校においては、平成23年度(2011年度)から家島高等学校を、平成30年度(2018年度)から生野高等学校を、それぞれ全国募集(定員の50%)とともに、平成26年度(2014年度)に村岡高等学校を全国募集(定員の50%)としている。
- ・ 小規模となった学校における多彩な学びを担保するために、オンラインによる遠隔授業※の試みが進んでいる。

(和田山高等学校と千種高等学校における商業科の遠隔授業)

② 評価

【成果】

- ・ 存続することとした小規模校においては、分校の本校化や特色化に対する支援により、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動が展開されるようになり、高等学校が活性化した。

- ・ 高等学校の活性化が、結果として地域の活性化にもつながっている。
- ・ 県下唯一の特色類型を設置した高等学校の中には、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」等の国事業の指定を受ける高等学校もあり、地元自治体や企業等とコンソーシアム^{*}を形成し、地域と連携した特色ある学びを発展させるとともに、地域づくりへの期待が高まっている。
- ・ 中学校卒業者数の変動に応じた募集定員の変更により、地域ごとの学校数は維持できている。

【課題】

- ・ 「第二次実施計画」では、普通科で6～8学級、総合学科で4学級以上、職業学科の単独校で3学級以上が望ましい規模としているが、少子化に伴い、兵庫県内の中学校卒業者数は、令和10年度(2028年度)には令和元年度(2019年度)比で約4,500人減少し、さらに望ましい規模に満たない学校の増加が見込まれる。学習指導や学校行事及び部活動等の教育活動など、生徒が互いに切磋琢磨できる適切な学習環境の確保が必要である。また、学校の規模が小さくなることで、教科・科目によっては、専任の教員を配置できなくなることや、生徒の興味や進路希望に応じた教育課程の編成が困難になるなどの課題が想定される。

<望ましい規模を満たしていない県立の全日制高等学校(令和2年度(2020年度))>

| | |
|------------------------|-----|
| 普通科（5学級以下） | 36校 |
| 総合学科（3学級以下） | 2校 |
| 職業教育を主とする学科の単独校（2学級以下） | 3校 |

- ・ 各学年1クラス規模となり、定員が満たされない状態が続く場合は、統廃合の対象としているが、広域に高等学校が点在している地域については、配慮が必要である。
- ・ 高等学校が地域と連携した教育活動を進めることで、地域の活力が維持されているという側面もある。存続や統廃合については画一的に判断するのではなく、生徒数の増減傾向に加え、地域からの支援等、地域の実情も考慮しつつ、慎重に対応する必要がある。
- ・ 全県または全国募集する高等学校は、地域の支援を得た独自の特色をさらに進めるとともに、生徒募集のための効果的な広報に努める必要がある。
- ・ 人口急増期に複数の高等学校を新設した地域では、急激な生徒数の減少により、受験者が集まりにくい状況がある。

3 入学者選抜制度・方法の改善

① 実施状況

- ・ 平成27年度(2015年度)からの通学区域の再編に併せて、複数志願選抜を全県に導入した。
- ・ 「高等学校通学区域検証委員会報告」を受けて、平成30年度(2018年度)から学力検査における志願変更を一部見直した。

- ・ 定時制高等学校の再募集や、多部制単位制高等学校※の入試日程等について、関係機関と協議しながら改善を図ってきた。
- ・ 令和元年度(2019 年度)から、多部制の入学者選抜に関する志願変更を一部見直した。

② 評 價

【成 果】

- ・ 様々な入試形式による選抜制度については、中学校教員や生徒、保護者の理解が定着し、生徒の幅広い希望に対応できている。
- ・ オープン・ハイスクールが活発に行われることにより、中学生が、体験入学などにより、入学後の高等学校の教育活動を経験することで、自らの高校選択の支援につながっている。
- ・ 複数志願選抜制度について、中学校の進路指導及び高等学校の情報発信等により、制度の理解が進んでおり、実施上大きな混乱は認められない。
- ・ 第2志望及び志願変更は、学びたい学校への入学に挑戦するためのセーフティーネットとして一定の役割を果たしている。
- ・ 高等学校の特色づくりと対応した特色選抜及び推薦入学は、受検者が興味・関心にもとづいて高校選択できる制度となっている。

【課 題】

- ・ 複数志願選抜は、旧学区外を含めた2校の高等学校を選択できるようになったことから、中学校では、進路指導において、収集しなければならない情報量及び事務作業量の負担が増加した。
- ・ 高等学校では、複数志願選抜実施校数が増えたことにより、入学者選抜に関する事務作業量の負担が増加した。
- ・ 高大接続改革並びに新学習指導要領に伴う学びの変革に対応できるよう、入試問題においては、思考力や判断力等を問う出題方法のさらなる研究が求められる。
- ・ 第5学区における進学連携校方式については、中学生数の減少に伴い、その趣旨に沿った効果が得られているかを検証する必要がある。
- ・ 2月から3月にかけて行われる入学者選抜は、私立高校との入試日程の調整や、感染症等が発生した際の柔軟な対応がとりづらい日程となっている。

4 定時制・通信制高等学校の活性化と望ましい規模と配置

① 実施状況

- ・ 定時制高等学校については、0校時・5校時の設置による学習時間の確保に加えて、高等学校卒業程度認定試験や通信制高等学校など学校外の学習成果の単位認定による3修制や資格取得の充実・拡大など、教育課程の工夫を図っている。
- ・ 「第二次実施計画」では、生涯学習社会に対応し、働きながら学ぼうとする生徒や自分のペースで学びたい生徒など、幅広い進路希望に対応するため、多部制単位

制高等学校を2校設置している。また、多部制高等学校の設置と併せて、定時制高等学校を3校（県立2校、市立1校）募集停止した。

- ・ 多部制単位制高等学校4校の令和2年度(2020年度)I期試験の平均受検倍率は、1部が1.61倍、2部が1.47倍、3部が0.48倍であった。

② 評価

【成 果】

- ・ 自分の興味・関心等に応じ、自分のペースで学べる定時制・通信制高等学校は、不登校や中途退学経験者等、学校に適応しにくい生徒の主たる選択の対象として重要な位置づけになっている。

【課題】

- ・ 定時制・通信制高等学校には、働きながら学ぶ生徒や中途退学者の学び直し、自分のペースで学びたい生徒など、よりきめ細やかな支援を必要とする生徒が多く入学している。支援が必要な生徒に対する対応の充実を今後さらに検討する必要がある。
- ・ 通信制高等学校については、スクーリング※のあり方や協力校の体制等を検証し、卒業単位数の修得に向けた弾力的な運用等、効果的な教育を行うための工夫を検討する必要がある。
- ・ 定時制・通信制高等学校では、多様な生徒に対応できるよう、ICT※を活用できる設備やシステム等の整備をさらに進める必要がある。
- ・ 神戸地域など、定時制高等学校の学校数が多い地域では、学校ごとの特色化を進める必要がある。
- ・ 夜間定時制高等学校の充足率が低く、多部制単位制高等学校の志願倍率が高い状況が続いている地域においては、多部制単位制高等学校の新たな設置を検討する必要がある。
- ・ 多部制単位制高等学校3部（夜間）では、定員を満たさない状況が続いていることから、部間の募集定員の見直しを検討する必要がある。

II 今後の県立高等学校教育改革の方向性

1 高等学校教育のあり方

(1) 全体の方向性

現在の社会は、ICT や AI^{*}等の情報技術が急速に発達し、物理的な国境を感じないグローバル化が一層進展している。新型コロナウイルス感染症が瞬く間に世界をパンデミックに落とし入れたように、既に、変化が激しく、予測が難しい時代を迎えている。

教育においては、このような時代の変化に対応し、自らの力で新しい社会を切り拓く力の育成が求められている。このため、令和 4 年度（2022 年度）入学生から実施される新しい学習指導要領においては、生徒が自らの課題を見つけ、自ら学び、考え、判断して行動できるようにする学びの充実が図られている。また、現在、文部科学大臣からの諮問を受け、中央教育審議会において新しい時代の初等中等教育のあり方に関する議論が進められている。新型コロナウイルス感染拡大等の社会変化も踏まえながら、特定の分野に関する知識・技能とともに、幅広い分野に関する興味や理解、新たなことを学び挑戦する意欲を育む方針が明確化されつつある。

本県においては、第 3 期ひょうご教育創造プランに重点テーマとして掲げる「未来への道を切り拓く力」の育成に向けて、公立・私立を問わず、高等学校教育において育むべき力を整理するとともに、国の動向を踏まえながら、それらの力の育成を実現するために必要となる教育内容や教育制度の方向性を示していくかなければならない。

一方、日本全体において少子化が進んでいる。本県においても同様であり、中学校卒業者をみると、今の小学 1 年生が中学校を卒業する令和 10 年度（2028 年度）には、令和元年度（2019 年度）と比べて約 4,500 人減少する。県域が広大であり、また、市立及び私立高等学校に一定数の生徒が進学する本県の状況を踏まえながら、今後とも学びたいことが学べる環境を維持できるよう、県立高等学校の適正な規模と配置を検討するための方向性を示していく必要がある。

(2) 高等学校教育を取り巻く環境と課題

◇本格的な人口減少・少子高齢化に加え、ICT や AI 等の情報技術の急速な発達がもたらすグローバル化のさらなる進展に伴い、今の大人が経験したことのない、変化が激しく予測が難しい時代を迎えている。

◇Society5.0^{*}時代においても、子どもたちが自らの幸福を追求し、生き生きと活動できるよう、変化に柔軟に対応し、新たな社会を創造し、先導する力を育成することが必要である。

◇高等学校卒業後も大学や社会において学びを深めたり、実社会において様々な課題に接したりする際に必要となる力として、文系・理系など既存領域に囚われることなく、多分野にわたり知識や技能を総合的に活用できる能力を養うことが求められている。

◇今日、高等学校への進学率が約 99% となり、中学校を卒業したほぼすべての生徒が進学

している。入学動機、学習歴など異なる背景を持つとともに、進路希望も多様化していることから、生徒一人一人の特性に応じて可能性を伸ばす学びを実現し、誰一人取り残すことのない教育が求められている。

◇グローバル化の進展に伴い多様な価値観をもつ人々と共生していかなければならない社会を迎える中、将来海外留学をしたいと思わない若者が5割を超えるなど、若者の内向き傾向や日本の高校生が自己肯定感を持ちにくい傾向があるとの指摘に対して、高校生が学校の内外はもとより、国外においても積極的に生き生きと活動できる教育環境が求められる。

◇新型コロナウイルス感染症の発生がもたらした新しい生活様式は、大都市から地方への人の流れを生み出している。今後とも、こうした流れを促進するためにも、多様な教育ニーズに応じることができる環境作りが求められる。また、世界的に経済状況が悪化しているため、生徒の学校生活に支障が生じないよう保護者の負担軽減にも配慮する必要がある。

(3) 高等学校で育成する力

◇思いやりや寛容の心を持ち、人格の形成を主体的に求め続ける力

高校生が社会に出て自立する前の青年中期の段階にあることを認識し、社会で生きていくために必要な社会性や人間性、人に対する優しさを備えた人格の形成などを主体的に求め続ける姿勢

◇正確に情報を受け取ったうえで自分の考えを論理的に発信できる力

大量の情報を的確に活用しながら判断することが必須となる社会を迎え、メディアリテラシー※を備えて情報を活用するとともに、情報を鵜呑みにすることなく、論理的・客観的に自ら情報を発信できるコミュニケーション力

◇他者と協働しながら身の周りの社会的な課題に対応できる力

考え方や文化の異なる他者に対して、相手の立場を尊重しながら自分の考え方を粘り強く説明し、共有できる部分を見つけ出すとともに、身の周りの生活改善に向けて他者と協力しながら取り組める力

◇主権者として社会を構成するために必要な社会人基礎力

高校生が18歳で成人を迎えることを認識し、小学校、中学校と継続して展開してきたキャリア教育により形成した基礎的・汎用的能力に基づく、主権者として社会を構成するために必要な能力

◇多様な価値観を受け入れたうえで物事を創造できる力

今後も社会全体のグローバル化が進展し続ける状況の中で、ダイバーシティやインクルージョンの考え方※を踏まえ、自分とは異なる多様な価値観を、単に受け容れるだけでなく、活用しながらイノベーションを起こしていく創造力

◇自国や地域文化への正しい知識に基づき、国際社会の中で対応できる力

国際社会との接点が急速に増加する社会の中で、国際的な視点から物事を考える力とともに、自国や地域社会の伝統や文化に関する正しい知識を持ち、それらを尊重し

ながらグローバル社会に対応できる力

◇困難な状況に接しても、しなやかに対応できる力

予測が困難な時代の中にあっても、自ら課題を発見し、幅広い知識を統合・活用しながら、解決に向けて主体的に取り組み続ける力とともに、困難な状況に接しても、自分の可能性を信じ、周囲の支援も積極的に求めながら、しなやかに対応できる力(レジリエンス)

2 県立高等学校教育のあり方

(1) 改革の方向性

本委員会では、前述の社会情勢に対応できる兵庫県ならではの高等学校教育改革の方向性について、県教育委員会が策定した「第二次実施計画」の評価を踏まえ、県立高等学校を対象に、今後の方向性を次のように整理した。

- 1 社会を生きるために必要となる、知・徳・体の調和のとれた基礎的な力の育成を図りながら、予測困難な未来に対応するために、特定の分野に偏らない様々な知識や技能を統合し、新たな社会を創造する力を育むことのできる教育課程の編成等に努める。
- 2 生徒の多様な個性や興味・関心に応じた教育を提供することが高等学校の特性であることを認識し、学びたいことが学べる魅力ある学校づくりを、引き続き推進する。
- 3 グローバル化を含む多様性に満ちた社会で生きていくため、自分とは異なる価値観を受け入れるとともに、異なる考え方や、異なる言語・文化・習慣等を有する集団の中で主体的に行動し、新たな生き方や価値観を生み出せる教育環境を整えていく。
- 4 過疎化やコロナ禍への対応に加え、海外との交流や、異校種・地域との協働探究等を含めたすべての教育活動において、ICTを積極的に活用していく。
- 5 入学者選抜制度等の制度については、当面の間、現行制度を継続するべきだが、入試日程の過密化、入試問題の出題方法の改善等を考慮し、引き続き検討する。
- 6 高等学校の規模と配置については、都市部と山間部とでは異なる実情があることを認識したうえで、高等学校の魅力と活力を維持できるよう検討していく。

(2) 未来への道を切り拓く力を育成するための方策

① 教育内容の工夫と充実に求められる視点

◇主体的に情報や情報技術を活用していく力の育成が求められる。また、スマートフォンやSNSが急速に進化する中、生徒の情報モラルやセキュリティに関する意識を、発達段階に応じて醸成していくこと。

◇多彩な選択科目の設定や生徒の学習進度への対応など、誰一人取り残すことのないよう個別最適化された学びや、協働学習等を効果的に実現するため、ICTを活用した教育をさらに展開すること。

◇一人一人が自己の生き方や働き方について考えを深め、職業生活や日常生活に必要な知識や技能、技術を主体的に身に付けるための教育を推進すること。その際、公職選挙法及び民法の改正を踏まえ、政治的教養を高める教育、消費者教育の充実等を図る

こと。

- ◇発達段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」を引き続き推進するとともに、生徒による自主的なプログラム編成を実施するなどの取組を継続すること。
- ◇国際社会において他者と円滑なコミュニケーションを図ることが可能となる英語力を育成するとともに、グローバル感覚を身に付けさせる教育を進めること。
- ◇力強い未来の兵庫を創り、イノベーションを牽引する科学技術人材を育成するため、企業や大学と連携した学びを推進し、先進的な理数・科学技術の理解を深める態度を育成する取組を推進すること。
- ◇国やふるさと兵庫を愛し誇りを持つとともに、兵庫の一員として地域の振興に貢献し、兵庫に想いを抱きながら世界や日本で活躍する「ひょうご人」を育成するため、兵庫の歴史・産業・防災に関する知識・理解を深める教育の充実を図ること。
- ◇自然災害等の被災地支援を通じて、ボランティアや助け合いの文化の意識を醸成するとともに、今後懸念される災害の備えについて考える防災教育の取組を推進すること。
- ◇特別な支援を要する生徒や外国籍生徒等については、個々の特性に応じたきめ細やかな教育の取組を推進すること。
- ◇これまでの、生徒の興味・関心に応じた学びたいことが学べる学校づくりを継続するとともに、今後も、各学校が、社会の変化に対応した魅力・特色づくりの取組を一層充実させるため、県教育委員会においては、それぞれの事業の検証を重ねつつ、学校が、より効率的・計画的に実施できるよう、支援を工夫すること。

②今後必要となる取組等

(ア) 教育委員会として取り組む事項

- ・主体的に物事を考え、新たな情報に対して取捨選択しながら、論理的・客観的に批評できる力の育成については、批判的精神（クリティカルシンキング）を涵養する指導のあり方について研究。
- ・課題発見能力・解決能力の育成については、「総合的な探究の時間」を軸として、身近な課題を発見し、その解決に向けて教科横断の観点から深く考察し、行動できる力を養う学びのあり方を推進。
(地域社会と連携した学びとなるよう地域の協力を積極的に求めていくこと)
- ・生徒それぞれの興味・関心に基づく個性や能力の育成については、すべての教育活動においてICTの活用を推進するとともに、遠隔授業センターの設置等により、学校の規模を問わず個に応じた選択科目等が設置できる手法を全県規模で研究。
- ・社会人基礎力の育成については、社会人として未来を生き抜くために必要な、政治の仕組み、金融の仕組み、社会保障等の制度等に関する知識を、発達段階に応じて体系的に学ばせる工夫。
- ・兵庫型体験教育や体系的・系統的なキャリア教育を継続することによる、兵庫の一員として社会に貢献できる人格の形成を可能とする環境づくり。
- ・社会の一員として必要となる資質の育成については、政治的教養を高める教育や消

費者教育を、教科内に限定せず、高等学校教育全体において実践的に展開。

- ・社会人基礎力の育成については、高校生就業体験事業～インターンシップ推進プラン～等を活用し、社会人・職業人としての資質・能力を実践的に学ぶ機会を充実。
- ・キャリアプランニング力の育成については、キャリアノート※を活用し、学校内外の活動をキャリア教育の視点で位置づけた政治・経済に関する学びや、幸福な家庭生活を送るために必要な学びを教科横断的に展開。
- ・グローバル人材の育成については、ネイティブの外国人外国語指導助手（ALT）等を活用し、実社会での運用に力点を置いた英語教育をさらに充実させるとともに、日本の伝統・文化を基礎的な教養として身に付けさせる教育を展開。
- ・科学技術人材の育成については、SSH 指定校における探究活動を軸として、全県における理数教育の裾野を広げ、数学・理科甲子園や、企業や大学等と連携した、次世代の科学分野に関する研究発表会等をさらに充実。
- ・ふるさと意識の醸成については、ふるさと活性化に関する事業等により、地域をフィールドにした探究活動を進めるとともに、世界史の中に日本の歴史を関連付けた学びや、日本の歴史や文化・伝統芸能等に関する学びを充実。
- ・助け合いの精神の醸成については、ボランティア精神を養うことに主眼を置いた、地域における社会貢献活動等の実践を継続。
- ・学びたいことが学べる学校づくりの推進については、県立高校特色づくり推進事業～インスピア・ハイスクール～等を活用し、各高等学校が主体となった魅力・特色づくりを研究。また、既存事業の評価と課題を検証するとともに、その結果を踏まえ、「さらに充実して継続させる取組」、「改編の必要のある取組」、「新規事業の企画」などの適切な仕分けによる、一層の効果的な支援を実施。
- ・ICT 活用に関する教員研修を開催するにあたっては、校内無線 LAN や生徒用タブレット端末等を活用した、授業方法の改善についての研修とともに、情報モラル等の醸成に主眼を置いた研修を実施。

(イ) 県立高等学校ごとに取り組む事項

- ・各学校が魅力・特色づくりを進めるにあたっては、教育効果の観点を重視し、PDCA サイクル※を踏まえた事業活用を工夫。
(「スクールポリシー※に基づいた計画であること」、「企画段階から教職員間の情報の共有化が図られていること」、「生徒の参画を図ること」など)
- ・個別最適化された学びの充実については、遠隔授業等により、生徒の興味・関心・進路希望等に応じた多彩な選択科目等を設定。
- ・異文化との交流・理解の継続的な推進については、これまでの直接交流にとどまらず、ICT 等を活用した新しい交流方法の積極的な研究。
- ・世界で通用するコミュニケーション力の養成については、高校生留学支援事業等により海外留学を促進するとともに、生徒の主体性や創造性、チャレンジ精神や異文化理解の精神を育むための、姉妹州省等における交流を推進。

- ・グローバル社会でリーダーとなれる人材の育成については、ひょうごスーパーハイスクール事業等の活用による、海外の大学等とのグローバルな視点での協働調査研究等を推進。
- ・Society5.0 時代において問題解決力や想像力を備えた人材の育成については、兵庫型「STEAM 教育」^{*}におけるカリキュラム検討を踏まえた、新たな学びを展開。
- ・国際的な視野で探究活動を継続する力の育成については、オンラインシステム等を活用した、国内の研究機関等や国外の姉妹提携校等との協働学習を実施。
- ・学校外の機関等との連携の推進については、異校種間連携、学校間連携、学科間連携、産学連携、地域との連携等、様々な形態による連携のあり方に関する研究。
- ・特別な支援を要する生徒や外国籍生徒等については、通級制度や外国人特別枠制度導入校を中心に、より効果的なカリキュラム開発や教育相談との連携を強化。

(3) 教育システムの充実・改革

①総括的な取組の視点

◇急激な時代の変化に対応しながら、未来への道を切り拓き、イノベーションを起こせる力を養うため、既存の教育システムを継承するだけでなく、これまでにない教育方法や学校のあり方について研究し続けること。

◇新しい教育方法等の研究については、以下の観点を踏まえて取り組むこと。

- ・国が進めている、SDGs^{*}等に関する学際科学的な学び等を研究
- ・各分野において先進的な研究を行う大学や企業等への進路を拓く学びを研究
- ・海外高校への留学や、海外大学への進学も視野に入れた国際的な学びを研究
- ・地域の課題探究を中心に据えた、地域と協働して学ぶ教育プログラムを研究
- ・最先端の技術を活用し、知識や技能を高める学びを研究
- ・ICT の活用や遠隔授業等について、中心的な機能を果たす組織づくりを研究

②全日制普通科学年制（特色類型・コース）、特色ある専門学科、職業学科

（ア）取組の視点

◇普通科については、一斉的・画一的な学びではなく、生徒や地域の実情に応じた特色ある学びの展開が求められていることを踏まえ、第二次実施計画において進めてきた特色化とともに、SDGs 等に関わる学際科学的な学びや、地域社会が抱える課題の解決に向けた学びを重点的に展開する特色化についても検討すること。

◇全日制普通科高等学校における特色類型とコースでは、それぞれの設置経緯は異なるものの、特色化の方向性が似通ったものとなっていることから、特色類型またはコースに一元化することを検討すること。

◇特色ある専門学科については、時代の変化に応じ、より効果的な学びとなるよう、既存のカリキュラムを検証し、必要に応じて再編成等を検討すること。

◇職業学科については、技術革新に伴い、工場のロボット化やスマート農業^{*}化など、産業のあり方が進化していることを踏まえ、従来の技術に加え、新技術に対応でき

る学びを取り入れること。

◇また、6次産業化^{*}等による地域の産業構造の変化等に対応できる次世代型の学びを研究していくこと。

◇高等学校の特色化の一つとして、地域の方々の協力を得ながら、広く県内外から生徒を募集し、豊かな自然や地域との交流を通して、新たな価値を創造する、地域密着型の学びを研究していくこと。

(イ) 今後必要となる取組等

- ・普通科については、特定の分野に偏らない幅広い見識や教養にもとづき、「総合的な探究の時間」を軸とした課題探究を学びの中心に据えた、教科横断的な教育課程の編成。
- ・普通科の特色化を進めるうえで、生徒の興味や必要性に応じた学びの展開が、特に必要である場合には、学年制から単位制への改編を含めて検討。
- ・普通科の特色ある専門学科への改編や、特色ある専門学科の内容を見直すにあたっては、文理融合による新技術を活用した探究活動を軸とした学科や、地域の教育資源を活用して地域課題の解決に取り組む学びを軸とした学科等の新設を検討。
- ・専門性の高い学びを実践している特色類型については、さらなる特色化（専門学科への改編を含む）の検討。
- ・コースについては、専門性の高さや生徒の学習ニーズ等を踏まえ、特色類型または専門学科への改編を検討。
- ・教育システム等を変更した場合の、学びの特色内容や目指すことのできる進路に関する、中学生や保護者等に対しての丁寧な説明。
- ・職業学科における、技術革新に対応した学びの充実を目的とした、先端機器等を活用した先進技術の習得を効果的に進めるための教員研修や外部人材の活用等の実施についての検討。
- ・職業学科における、地域の産業構造の変化への対応を目的とした、地域産業との関連性を重視した課題研究テーマの設定や、学校間、学科間の連携により研究内容を深める等の工夫。

③ 総合学科、全日制普通科単位制

(ア) 取組の視点

◇総合学科については、時代の変化等に応じた生徒それぞれの興味・関心及び進路希望等に資する系列^{**}の整備を検討し続けること。また、小規模となった総合学科において、生徒の興味や必要性に応じた学びの整備が著しく困難な場合は、各校の系列の特長に応じて、普通科や職業学科への改編を検討すること。

◇全日制普通科単位制については、生徒のキャリア形成に応じて多彩な科目の中から必要な科目を主体的に選択できるという特性を活かし、さらに特色ある学校設定科目等の設定に努めるとともに、生徒に対するガイダンス等を充実させること。

◇全日制普通科単位制については、科目設定の自由度が高い特性を活かし、教科の枠にとらわれない生徒の興味や必要性に応じた学びをさらに充実させること。

(イ) 今後必要となる取組等

- ・総合学科については、同一学区内に複数校が設置されており、それぞれの学校で同様の学びを展開する系列を設定している場合、学校間の調整による系列の見直しや、各校の特色を明確化するためのさらなる工夫。
- ・全日制普通科単位制については、カリキュラムマネジメント※の観点から、選択科目の有機的な関係性に関する再確認及び、課題研究を軸とした教科横断的な学びを一層推進。
- ・総合学科及び全日制普通科単位制における、各校の特色のさらなる明確化とともに、卒業後の進路先や、在学中に取得できる資格等を含めた、中学生や保護者に対するわかりやすい説明の継続。

④ 中高一貫教育校

(ア) 取組の視点

◇中高一貫教育校の新たな設置については、これまでの成果と課題を踏まえ、生徒の希望も勘案しながら引き続き研究していくこと。

◇地域からの支援を受け、連携型中高一貫教育校に再編された高等学校については、中高の連携や交流を一層推進するための条件整備とともに、地域の教育資源等を活用した生徒の興味や必要性に応じた学びの展開に関する検討を行うこと。

(イ) 今後必要となる取組等

- ・中等教育学校については、6年間を通して、多様な価値観等を受け容れ、活用できる人材育成のための特色あるカリキュラムづくりを継続的に検討。
- ・中高一貫教育校の新たな設置については、県内の配置状況を勘案しながら、地域のニーズや支援方策を踏まえて検討。
- ・連携型中高一貫教育校については、連携中学校を含む6年間の、計画的・継続的な教育指導の展開と、地域人材を含む幅広い年齢層との交流等を活用した課題研究等の設定による、地域特有の魅力ある学校づくり。

⑤ 定時制・通信制

(ア) 取組の視点

◇従来からの勤労青年に加えて、全日制課程の中途退学者や中学校時代に不登校経験がある者、外国籍生徒、障害のある生徒など、個別の入学動機や学習歴を持つ生徒が増えてきていることから、特に、学び直しの支援や、一人一人の実態や学習ニーズに応じた教育活動の展開を充実させること。

◇多部制については、生徒の様々なライフスタイルに対応できる学びのあり方が評価

され、特に、1・2部で充足率が高い状況が続いている。時代に応じた生徒のニーズにさらに応えるため、部間の募集定員の見直しや、多部制高等学校の新たな設置を検討すること。

◇通信制については、それぞれに異なる興味・関心を有する生徒が入学している実態を踏まえ、一人一人の個性をさらに伸ばせるよう、個別最適化された学びの実現に向けて、条件整備や教育内容の工夫に努めること。

(イ) 今後必要となる取組等

- ・全日制を中途退学した生徒、不登校経験がある生徒、外国籍生徒、障害のある生徒など、それぞれの生徒に対応するための、募集定員の柔軟な対応や、福祉などの関係機関との連携等、きめ細かな教育の推進。
- ・生徒の自尊感情を高めるため、地域への貢献活動やボランティアなどによる自己有用感を育む取組の推進。
- ・インターンシップの実施等、キャリア教育を根底とした教育課程の研究・検討による、卒業後の進路を見据えた、工夫された学びの展開。
- ・可能な限り個別最適化された学びを実現するため、ICTによる遠隔授業の展開や多彩な学びを提供できる学びのコンテンツ整備等の検討。
- ・多部制の部間の募集定員割合の変更や、新たな設置については、全県的な中学生の高等学校進学希望状況や、夜間定時制高等学校の配置状況等を検証したうえで検討。
- ・通信制については、協力校との連携のあり方等を工夫するとともに、全日制や定時制との併修、関係教育機関との連携による柔軟な教育課程の編成や、ICTを活用し、学びの多様化を図るなど、新たな学習方法の導入を検討。

(4) 通学区域・入試制度等

(ア) 取組の視点

◇通学区域及び複数志願制度を含む入試制度については、平成29年度(2017年度)の「高等学校通学区域検証委員会」報告における、「概ね当初の目的に沿った制度となっている」、「当面の間は現行の制度を維持するべき」との意見を踏まえ、基本的には現行制度を維持するべきであるが、県境や学区の境に位置する地域について、選択肢が拡大していない等の課題も指摘されていることから、制度の全体的なあり方を、中長期的に検証していくこと。

◇特別な支援を要する生徒及び外国籍生徒の入試制度については、多文化共生の観点を含め、その拡充策を検討すること。

◇複数志願制度については、入試日程が過密化している状態や、入試問題において記述式問題を出題しにくい状況があることを踏まえ、その解消に向けての検討を継続すること。

(イ) 今後必要となる取組等

- ・入試日程については、中学生の高校選択を保障する観点及び追検査の日程を確保する観点から、私学の入試日程も考慮し、検証を継続。
- ・特別な支援を要する生徒については、特別支援教室等の取組において、支援体制を充実ならびに、制度拡充を検討。
- ・外国人に関する特別枠については、これまでの取組の評価及び社会状況の変化等を検証したうえで、今後のあり方を検討。
- ・入試問題については、思考力・判断力・表現力等をさらに評価できるようにするため、出題方法等の改善を検討。
- ・入試制度等の改正を進める場合、中学校及び高等学校の事務負担軽減に対して十分に配慮した検証が必要。

(5) 県立高等学校の活力を維持するための望ましい規模と配置のあり方

(ア) 取組の視点

- ◇現在、望ましい規模を満たしていない高等学校が 40 校以上あることや、約 10 年後の令和 10 年度(2028 年度)には、令和元年度(2019 年度)比で中学校卒業者数が約 4,500 人減少することを見据え、高等学校の活力を維持するため、一定規模の確保と望ましい配置を早期に検討すること。
- ◇基本的には、「各高等学校において多様で活力ある教育活動が行われるよう、長期的・全県的視野に立って、県立高等学校の望ましい規模・配置に努める」とした、「第一次実施計画」及び「第二次実施計画」での考え方を踏まえ、普通科及び総合学科で 6 ~ 8 学級、職業学科の単独校で 3 学級以上を望ましい規模として考えていこと。
- ◇通学できる範囲に高等学校が少ない地域にある、望ましい規模に満たない高等学校については、これまで本県が行ってきた、地域の実情を考慮した配置に関する考え方を踏まえ、生徒の学びの多様性の保障を損なわない範囲において、地域の支援を得ながら存続させる方法を検討すること。

(イ) 今後必要となる取組等

- ・少子化の進行を踏まえ、通学できる範囲に高等学校が多く設置されている都市部においては、生徒の学びの多様性を保障するため、発展的統合を含め、望ましい学級規模を維持する方策を検討。
- ・山間部においては、通学できる範囲に唯一となった高等学校もあることから、望ましい学級規模に満たない高等学校について、地域の支援を得ながら存続可能性の有無を含めて検討。その際、全国募集の拡充、教員の加配、学級編制基準の弾力化、ICT を活用した遠隔授業、スクールバスの開設、寮の設置、高等学校の市町立化を含めて、あらゆる方策を視野に入れて検討。
- ・総合学科については、望ましい規模に満たない場合は、生徒の興味や必要性に応じ

た系列の設置が困難であることから、近隣の高等学校との統合による規模の確保が難しい場合には、普通科または職業学科への改編を検討。

- ・職業学科については、小学科ごとに専門性の高い学びを展開していることを認識したうえで、地域産業の変化に対応できる学科のあり方を、地域の支援を得ながら検討。
- ・定時制・通信制の規模と配置については、個別のニーズへの対応の必要性を踏まえた、多部制高等学校の新たな設置等の可能性も視野に入れながら、各課程の機能・役割を發揮するためにふさわしい規模と配置のあり方を検討。

(6) これからの教員像

(ア) 求められる素養及び資質

◇県立高等学校教育改革を進めるにあたって、生徒を指導する教員には、本県の定める「兵庫県教員資質向上指標」に基づき、改めて次の素養を求める必要がある。

- 教育に対する情熱・使命感をもち、生徒に愛情をもって接することができる。
- 教養、社会性、コミュニケーション力、想像力の総合的な人間性を備えている。
- 高い倫理観と規範意識をもち、自らの人権感覚を高めることができる。
- 生徒、保護者や地域の方々と公正・公平な立場で対応することができる。
- 常に学び続ける姿勢をもち、新たな課題へ挑戦することができる。

(イ) 素養・資質を高める取組等

◇本委員会報告書で示した方向性を実現するためには、特に、次の項目に関する研修等を継続的に充実させ、教員としての資質・能力の向上に努める必要がある。

- ・ 未来への道を切り拓く力を育むための、発達段階に応じた兵庫型「体験教育」を実践する力
- ・ 国際社会で活躍する意欲や態度を育成するなど、グローバル化に対応した教育を実践する力
- ・ 生徒に対して、伝統や文化を尊重し、ふるさと兵庫を愛する態度を養うことのできる力
- ・ 生徒の政治的教養を高め、主体的に社会へ参画し協働しようとする態度を養うことのできる力
- ・ 情報化社会を主体的に生きるために発達段階に応じた情報教育を推進することができる力
- ・ 震災の教訓と経験を継承し、生命に対する畏敬の念や助け合い、ボランティア精神等「共生」の心を育む「兵庫の防災教育」を推進することができる力
- ・ 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を取り組むことができる力
- ・ 幼小中高大の新たな接続・連携に伴う変化に対応し、さらなる充実を目指した取組を行うことができる力

- ・ 生命の尊厳を基盤に、自他の人権を守り、様々な人権課題を解決しようとする実践的な行動力を育成することができる力
- ・ 社会的・職業的自立に向け、体系的・系統的なキャリア教育に取り組むことができる力
- ・ 学年・学校内の共通理解を図り、家庭・地域・関係機関等と連携して取り組むことができる力

《用語解説》

本文中に※印をつけた用語についての解説

○ 複数志願選抜

平成 15 年度(2003 年度)から導入した入学者選抜制度。平成 27 年度(2015 年度)および平成 29 年度(2017 年度)に志願変更に関して一部制度を変更しており、現行の複数志願選抜制度の特色は次の通りである。

- ① 個性や能力に応じて学校を選択し、1 校または 2 校を志願できる
- ② 第 1 志望を優先するため、第 1 志望校には一定の加算点を加えて合否判定を行う。
- ③ 複数志願選抜実施校間の志願変更は、第 2 志望に限り認める。
- ④ 単独選抜実施校から複数志願選抜実施校への志願変更は、同一校内の単独選抜実施学科から複数志願選抜実施学科への志願変更のみ可能。その際、第 2 志望は認めない。

○ 学力向上サポート事業

生徒の学習意欲を含めた学力向上及び教員の指導力向上方策を研究・実践する対策の一つとして、兵庫県立高等学校全日制・定時制の普通科及び総合学科 44 校を指定し、生徒の状況や進路希望等が共通する複数の学校がグループとなり、設定したテーマの実現に向けて合同研究授業や共通教材作成などを行うための兵庫県の事業。

○ 高大接続事業

兵庫県教育委員会と京都・大阪・神戸大学とで締結した包括的な協定(平成 26 年(2014 年)1 月締結)に基づき、生徒の学力向上に資する発展的な学習や学習意欲を喚起するため、大学と高等学校との連携による教育及び研究活動を開拓する兵庫県の事業。

○ 県立高校特色づくり推進事業～インスピア・ハイスクール～

各兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校が掲げる教育目標に沿って、生徒が成就感や達成感をもって学びたいことが学べる魅力ある学校づくりを支援することを目的とした兵庫県の事業。全兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校において、次の 7 分野のいずれかの指定校として取り組んでいる。

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 理数教育研究指定校 | ② 外国語教育研究指定校 |
| ③ 人文社会教育研究指定校 | ④ 技能・技術教育研究指定校 |
| ⑤ 海外との国際交流研究指定校 | ⑥ 芸術文化推進指定校 |
| ⑦ 特色ある特別活動等推進指定校 | |

○ 高校生就業体験事業～インターンシップ推進プラン～

高校生が産業の現場などで学習内容や進路に関連した就業体験を実施し、生徒が自己の将来のあり方・生き方について考え、目標を持って主体的に進路選択ができるようになるとともに、生徒に夢を実現する力を身に付けさせることを目指した兵庫県の事業。具体的には次のような内容を実施している。

- ① 生徒自らが将来の職業や将来設計を考えるための卒業生や職業人等の講話
 - ② 企業訪問や職業体験施設等を活用した職業体験
 - ③ 学習内容や専門分野における知識・技能の深化を目指したインターンシップ（就業体験）
- 高校生ふるさと貢献・活性化事業
- 地域社会の一員としての自覚と態度を育み、兵庫県を支える人材づくりを推進することを目的とした兵庫県の事業。高校1年生を中心としたふるさと貢献活動と高等学校全体での取組を中心としたふるさと活性化活動がある。各活動の取組内容は次の通り。
- ① ふるさと貢献活動
ふるさとに対する関心を高めるため、環境保全・地域安全活動及び祭りなど地域行事への参加
 - ② ふるさと活性化活動
高校生が独自の視点で兵庫の魅力を考察し、自治体や企業等に提案した地域活性化策の具現化
- スーパーサイエンスハイスクール（SSH）
- 科学技術、理科・数学教育を重点的に行う文部科学省の研究指定校。将来有為な科学技術系人材の育成に資することを目的とし、理科・数学に重点を置いたカリキュラムの開発、大学や研究機関等との効果的な連携方策等についての実践的研究を行っている。
- スーパーグローバルハイスクール（SGH）
- 社会課題に対する関心と深い教養に加え、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成することを目的とした文部科学省の研究指定校。平成26年度から令和元年度の間に兵庫県立高等学校では4校が指定され、カリキュラム開発・実践やその体制整備を進めた。
- 地域との協働による高校教育改革推進事業
- 高等学校等において、市町村・高等教育機関・産業界等との協働によるコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を行う高等学校等を、地域との協働による高等学校教育改革推進事業指定校（以下「地域協働推進校」という。）に指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践、体制整備を進めることを目的とした、文部科学省の事業。
- 地域ならではの新しい価値の創造に向け、地域をよく知り、コミュニティを支える人材を育成するための地域魅力化型、グローバルな視点をもってコミュニティを支える地域のリーダーを育成するためのグローカル型、専門的な知識・技術を身に付け地域を支える専門的職業人を育成するためのプロフェッショナル型があり、令和2年度現在、兵庫県立高

等学校4校が指定を受けている。

○ 総合学科

普通科、専門学科に続く第三の学科として、平成6年度(1994年度)に創設された。体験的で課題解決的な学習を行う原則履修科目「産業社会と人間」等を通して将来の生き方や進路を考えながら、普通科目と専門科目にわたる幅広い選択科目の中から、興味・関心、進路希望等に応じて自分で科目を選択して学ぶことができる。

○ 単位制高等学校

学年の区分がなく、入学から卒業までに決められた単位を修得すれば卒業できる高等学校。単位制高等学校は、昭和63年度(1988年度)から定時制・通信制課程に、平成5年度(1993年度)からは全日制にも導入された。

生徒自らの学習計画に基づき、興味・関心、進路希望や学習の習熟の程度に応じて科目を選択し学習できることから、生徒の多様な教育ニーズに応えるとともに、意欲的な学習を促進することができる。総合学科は原則単位制高等学校である。

○ コース

普通科における類型の一つであるが、入学時に定員を区分して(40人)、すべて推薦入試で募集する。現在、国際文化系コース、自然科学系コース、健康福祉系コース、総合人間系コースの4種類のコースがある。

○ 類型

生徒の進路希望や興味・関心等に応じて、系統的に教科・科目が選択できるよう科目の望ましい配列を校内的に設けたもの。普通科では、従来からある文系、理系以外にも、芸術類型、生命科学類型、福祉ボランティア類型等の特色類型を設置している学校もある。

○ キャリア教育

<中央教育審議会答申(平成23年(2011年)1月)における定義>

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが、「キャリア」の意味するところである。

○ 「ひょうご匠の技」探求事業

全県立全日制工業高等学校におけるものづくりに関する技術・技能の向上を図るために、実習や課題研究等の実技指導に、ものづくりに関わる高度熟練技能者等を招聘し、生徒の技能検定取得等を推進するとともに、教員の専門技術・技能の向上を図る兵庫県の事業。

○ 「ひょうごの達人」招聘事業

農業、商業、水産、家庭に関する学科を設置するすべての県立高等学校における実習や課題研究等の実技指導に各学校の実態に応じた専門家を招聘し、教育課程に位置づけた計画的・実践的な指導を通して生徒の高度な資格取得やスキルアップを支援する兵庫県の事業。

○ 特色選抜

平成 15 年度から複数志願選抜と併せて導入した選抜制度。複数志願選抜を実施する学校のうち、特色化の進んだ学校で、その特色に応じて受検生のさまざまな個性や能力を多面的に評価する。各学校において面接を実施する。学校によっては、実技検査、小論文（作文）を実施する場合もある。

○ 学際科学的な学び

既成の細分化された個別の学問領域によっては扱えない、現代社会における複雑かつ地球規模の重要な課題に対し、文理を問わず柔軟な思考と適切な方法論を用いて新しい課題に総合的な視点をもって対処できる人材を育成する学び。

○ 中高一貫教育校

中学校と高等学校の 6 年間を接続し、6 年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を開設する学校。

一つの学校として一体的に中高一貫教育を行う「中等教育学校」、同一設置者による中学校と高等学校を接続し、中等教育学校に準じて中高一貫教育を行う「併設型中高一貫教育校」、既存の市町立中学校と都道府県立高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施する「連携型中高一貫教育校」がある。

○ 自由学区

学区再編前に実施されていた、特定の地域または中学校から特定の県立高等学校への出願を認めていた制度。5 学区に学区が再編された際、隣接区域へと見直し・拡充を図った。

○ 隣接区域

学区外からの出願を相互に認める、特定の隣接した地域。複数の隣接区域がある場合は、一地区を選択して出願する。

○ 遠隔授業

対面により行う授業が原則である全日制・定時制課程の高等学校において、高等学校が、対面により行う授業と同等の教育効果を有すると認めるととき、実施を可能とする同時双方向型の授業。

○ コンソーシアム

一般的には、協働企業体、合弁企業を指すが、ここでは、地域の課題を解決していくために、地域の自発的な意思を尊重しながら、新たに構築する連携協力の仕組みを意味する。

○ 多部制単位制高等学校

複数の部を設置し、生徒が仕事や生活の環境などのライフスタイルに合わせ、いずれかの部に所属して学べる学校。学習する時間帯として、午前(1部)、午後(2部)、夜間(3部)の3つの部がある。

○ スクーリング

通信制高等学校において、月に2回程度、本校（または協力校）に登校して学習すること。全日制や定時制の授業に相当するもので、自学自習を補うと共に、実技・実習・実験など幅広い学習を行う。

○ ICT (Information and Communication Technology)

情報・通信に関連する技術一般の総称。ICTを活用した教育には、コンピュータやタブレット端末等の授業への活用や、校内LANの整備による校務の情報化等が含まれる。

○ AI (Artificial intelligence)

人工知能。コンピュータに人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための基礎技術。

○ Society5.0

狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会を意味する。

○ メディアリテラシー

テレビや新聞といったマスメディアだけでなく、携帯電話やインターネット等、情報の伝達や通信の媒体として使われるメディア等に対する次の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

- 1 メディアを主体的に読み解く能力。
- 2 メディアにアクセスし、活用する能力。
- 3 メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的（インターラクティブ）コミュニケーション能力。

○ ダイバーシティやインクルージョンの考え方

組織の中で多様性（ダイバーシティ）を高めるだけでなく、そこに属する人が個人として尊重されながら、構成員の一人としてその違いを活かし、力が発揮できるよう、積極的に環境整備や働きかけを行っていこうという考え方。「ダイバーシティ＆インクルージョン」という表現が企業の人材活用や組織開発の文脈で使われる。

○ キャリアノート

兵庫県教育委員会が、平成 26 年度(2014 年度)に作成した、キャリア発達を促す様々な学習経験や活動の記録などを、生徒自身が書き込むノート。

○ PDCA サイクル

業務 プロセスなどを管理・改善する手法の一つで、計画 (Plan) → 実行 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Act) という 4 段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善・最適化していく手法。

○ スクールポリシー

高等学校教育の入口から出口までの教育活動を、一貫した体系的なものに構築するため定める方針。「卒業の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」の 3 つの方針から成る。

○ 兵庫型「STEAM 教育」

「STEAM 教育」とは、Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Art (芸術/文系)、Math (数学) の異なる分野を総合的に学習し、文理を横断した複眼的視野により創造力や課題解決能力を高める教育。兵庫型は、English (英語) にも重点をおく。

○ SDGs (Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標。国連で国際合意に達した 2016 年から 2030 年までの世界の長期目標で、17 の目標、169 のターゲットが掲げられている。

○ スマート農業

ロボット・AI 等の先端技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産等を実現する新たな農業の手法。

○ 6 次産業化

1 次産業としての農林漁業と、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源に新たな付加価値を生み出す取組。

○ 系列

総合学科に設置されている様々な選択科目のグループ群。

○ カリキュラムマネジメント

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、

- ・ 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと
- ・ 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ・ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図つていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること。

○ インクルーシブ教育システム

<中央教育審議会初等中等教育分科会報告（平成 24 年（2012 年）7 月）における定義>

障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害のある者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

《ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会審議経過》

| 回 | 日程 | 会場 | 協議等の内容 |
|-----|-------|--------|--|
| 第1回 | 6/29 | 職員会館 | [開会行事]・委員長、副委員長の選出 ・協議日程及び委員会の公開についての確認 [協議]・第二次実施計画の実施状況の評価と課題について ・今後議論するべき課題について |
| 第2回 | 8/4 | のじぎく会館 | [協議]・第二次実施計画の実施状況の評価と課題について ・今後の県立高等学校教育改革の方向性 ①今後予測される社会状況の変化について ②社会変化に対応するために育むべき力について |
| 第3回 | 9/14 | 職員会館 | [協議] ③入試制度などの制度について ④ICTの可能性と限界を踏まえた教育のあり方について ⑤生徒減少に対応できる教育のあり方について |
| 第4回 | 10/20 | 学校厚生会館 | [協議] ⑥地域差を認識した上での教育のあり方について ⑦異校種間連携について ⑧教員に求められる資質について |
| 第5回 | 11/17 | 農業共済会館 | [協議] 報告書（たたき台）について |
| 第6回 | 2月上旬 | 未定 | [協議] 報告書（案）について |
| 第7回 | 3月上旬 | 未定 | [協議] 報告書（案）について |

ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 平成26年から継続実施されている、県立高等学校教育改革第二次実施計画の推進状況の評価・検証を行うとともに、今後の生徒数の動向を考慮しつつ、高等学校教育の更なる充実を図るため、県立高校の望ましい規模と配置のあり方について検討する、ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 県立高等学校教育改革第二次実施計画の推進状況（平成26年度以降）の評価・検証に関すること
- (2) 県立高等学校の魅力・特色づくりの方向性及び望ましい規模と配置のあり方の方向性の検討に関すること
- (3) その他、県立高等学校の教育改革を検討するために必要な事項に関すること

(委 員)

第3条 委員会は25名以内の委員で組織する。

2 委員は、教育又は教育行政に関して高い識見を有する者のうちから教育長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときには、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

3 委員長は必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(謝 金)

第6条 委員が会議の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。ただし、県職員（学識経験者として就任する大学教育職の県職員を除く）及び県費負担教職員にあっては支給しない。

2 第5条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員と同額の謝金を支給する。

(旅 費)

第7条 委員が会議の職務を行うために、会議に出席したときは、旅費を支給する。旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）に基づき支給する。ただし、県職員（学識経験者として就任する大学教育職の県職員を除く）及び県費負担教職員である委員については、当該職員の職務の扱いに基づく額とする。

2 第5条第2項の規定に基づき、代理人が出席したときは、代理人に対して旅費を支給する。この場合において、代理人の格付けは委員本人と同様とする。ただし、県の職員及び県費負担教職員である代理人については、当該職員の職務の級とする。

(庶 務)

第8条 委員会のに関する庶務は、高校教育課において行う。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもって効力を失う。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会委員名簿

| | 名 前 | 役職 |
|----|-------|-----------------------------|
| 1 | 安達 智子 | 大阪教育大学教授 |
| 2 | 妹尾 渉 | 国立教育政策研究所総括研究官 |
| 3 | 長瀬 庄一 | 神戸女子短期大学教授・前学長 |
| 4 | 三崎 秀央 | 兵庫県立大学教授 |
| 5 | 山下 晃一 | 神戸大学准教授 |
| 6 | 栗山 雅史 | 兵庫県議会文教常任委員会委員長 |
| 7 | 三原 修二 | 兵庫県経営者協会会长 |
| 8 | 川原 芳和 | 日本労働組合総連合会兵庫県連合会副会長 |
| 9 | 小林 由佳 | 神戸新聞社論説委員教育担当 |
| 10 | 小南 克己 | 加古川市教育長 |
| 11 | 三木 一司 | 上郡町教育長 |
| 12 | 中谷 安宏 | 兵庫県立御影高等学校長 |
| 13 | 若松 明子 | 兵庫県立武庫荘総合高等学校長 |
| 14 | 石川 照子 | 兵庫県立西宮香風高等学校長 |
| 15 | 野川 誠 | 西宮市立西宮高等学校長 |
| 16 | 古賀 英貴 | 神戸市立押部谷中学校長 |
| 17 | 山本 直子 | 神戸市立魚崎小学校長 |
| 18 | 石谷智恵美 | 兵庫県立明石西高等学校主幹教諭 |
| 19 | 山中 浩路 | 西脇市立西脇南中学校主幹教諭 |
| 20 | 石井 二郎 | 兵庫県 PTA 協議会理事（朝来市連合 PTA 会長） |
| 21 | 大野 智子 | 兵庫県高等学校 PTA 連合会副会長 |
| 22 | 和田 孫博 | 灘中学校・高等学校長 |
| 23 | 摺河 祐彦 | 姫路女学院高等学校長 |

